

平成28年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成28年2月10日

西多摩衛生組合議会



# 平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成28年2月10日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	浜中 啓一
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚幸右衛門

会計管理者 小林 健朗

出席議員

1 番 石川 修	2 番 小川 龍美	3 番 古宮 郁夫
4 番 工藤 浩司	5 番 山内公美子	6 番 山崎 勝
7 番 瀧島 愛夫	8 番 門間 淑子	9 番 鈴木 拓也
10 番 田村 昌巳	11 番 乙津 豊彦	12 番 池田 公三

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長	宮崎 長寿	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	鈴木 啓治	財 務 担 当 主 幹	松澤 昭治
会計課(兼)フレッシュランド西多摩課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維 持 運 転 課 長	中島 勲	維 持 管 理 担 当 主 幹	荒井 嘉之

構成市町職員

青梅市環境部長	大谷 繁	福生市生活環境部長	北村 章
羽村市産業環境部長	加藤 秀樹	瑞穂町住民部長	横澤 和也



# 平成28年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成28年2月10日(水)  
午後1時30分 開議  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号  
西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正  
する条例

日程第4 議案第2号  
平成27年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)

日程第5 議案第3号  
平成28年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第4号  
平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第7 議案第5号  
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について



○議長（田村昌巳） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申しあげましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

定例会にあたりまして、過日は研修という形で議員の皆様方に行政視察にお出かけいただきまして、まことにありがとうございました。大変、実りのある研修が行われたと承知をしているところでございます。

本日は、平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申しあげましたところ、お忙しい中にもかかわらず、全員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことについて、重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況であります。構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成28年1月末現在で、可燃ごみ、約5万3,800トンが搬入されております。

これは、前年同期との比較で、約100トン、0.2%の微増となっており、平成27年度末での年間搬入量では、6万2,600トンが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、平成27年4月から実施しております、小金井市の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、1月末現在で、約1,150トンを受け入れております。

なお、既にご存知のとおり、平成28年1月28日付で、昭島市より、西多摩衛生組合の構成市町あてに、可燃ごみの共同処理についての依頼がまいりました。

この昭島市からの依頼に関する、当組合での今後の対応等につきましては、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告させていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成28年1月末現在で、約11万3,000人となっており、1日平均で申し上げますと、443人の方々にご利用をいただいております。これは、前年同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約800人、率にして0.7%増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用していただけますよう、地域の皆さまのご要望等を取り入れながら、より一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例会には、条例案件1件、予算案件2件、分賦金の決定案件1件、規約変更案件1件、合わせて5件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 山内公美子 議員

6番 山崎 勝 議員

以上、2名を指名をいたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成28年2月10日付、西衛発第733号で平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算と、日程第6、議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月10日、本日でございますが、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案については3回までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第3、議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補



償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第1号、及び付属資料のとおりであります。本条例に基づき、非常勤職員が公務災害補償として、傷病補償年金等の年金たる補償、もしくは休業補償を受ける際に、同一の事由により、他の公的年金制度に基づく年金が支給される場合には、併給調整が行われることから、本案では、主に、この併給調整に係る関連規定について、所要の条文整理を行うものであります。

具体的には、他の法令による給付との調整を規定しております条例付則第8条第1項、及び第2項中の表について、被用者年金一元化法の施行に伴う条文整理を行うほか、地方公務員災害補償法施行令の改正にあわせ、同条中の各表において、それぞれ6つのパターンに分けて定めている、併給調整に係る規定の順序を並び替えておりますが、調整率等には変更がありませんので、改正後の条例におきましても、従前と同様の補償がなされる内容となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、関係法令の施行日にあわせ、平成27年10月1日から適用しようとするもので、併せて、この条例の適用日前、または適用日後に、支給すべき事由の生じた年金たる補償、休業補償に応じて、それぞれ経過措置を講じるものとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

次に、日程第4、議案第2号、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、議題となりました議案第2号、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、基幹的設備改良工事に係る財源措置として、より確実な国庫補助の割り当てを見込むため、平成27年度予算におきまして、債務負担行為を設定し、平成28年度に施工予定の排ガス処理施設改良工事その3の契約事務等を進めさせていただき、当該工事に係る循環型社会形成推進交付金を、平成27年度中に前倒しして申請することにより、交付金の優先的な配当を確保しようとするものであります。

なお、議案第2号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご

決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） それでは、議題第2号、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の細部につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。

第1条は、債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の追加をいたそうとする案件につきましては、基幹的設備改良工事（排ガス処理設備改良工事その3）でございまして、平成28年度において施工を予定しておりますが、財源となる循環型社会形成推進交付金の優先的な配当を目的に、平成27年度中に契約締結を可能とするため、債務負担行為を定めようとするものでございます。

これは、昨年12月の要望額調査におきまして、東京都を介しまして環境省より、平成28年度事業の前倒しを依頼されたことによるもので、このことに協力する団体については、今後の要望額を優先的に配当し、協力できない団体については、優先的な配当は出来かねるというような内容でございました。

そこで、組合の要望額を満たす配当を確保するためには、基幹的設備改良工事における、平成28年度事業を前倒しすることが条件となりますことから、平成27年度中に契約締結をすることが可能な排ガス処理設備改良工事その3を選定したところでございます。

基幹的設備改良工事につきましては、4か年の継続事業ではございますが、継続費を設定したのではなく、単年度ごとの契約に基づき、進捗をしておりますことから、事業の前倒しにつきましては、債務負担行為の設定が必要となったものでございます。

3ページは債務負担行為に関する調書でございまして、限度額及び支出予定額につきましては、地域計画による予定額を記載してございます。

以上で、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） つまりちょっと今の説明がよくわからなかったのです。かみ砕いてもう一度、ご説明いただけないでしょうか。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 今回の補正予算につきましては、優先的な交付金を配当していただくために、平成28年度に行う事業を債務負担行為をとることによりまして、前倒しをしていただいて、交付金の先取りという言い方はちょっと良くないと思いますけれども、とにかく3分の1の、その要望額をいただくための手段でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） やがてはやるはずの改良工事だったということですよ。それを前倒しにすると、国からの交付金の適用に該当するから前倒ししますということになるわけですから。確認したいのは、その改良工事するまでは、今の、現状のままやろうと話していたわけですよ。それを先にやってしまうということになるわけです。そのことによるマイナスという面もあるのではないかとこの部分にはあまりないということなのですか。つまり、そもそもこれいつやる改良工事だったかということ、もう1回確認させていただきまして、本当はすぐやらなくてもいいのだけれども、お金のために、手前に前倒しでやってしまうということになると、やはりおかしな話なので、少し先に本来やるべきだったのを、ほんのちょっぴり手前に移動させることで、交付金が得られるということなのかどうか、ちょっともう一度詳しくご説明ください。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） すみません。説明がわかりづらくて申しわけございませんでした。

この排ガス処理設備改良工事というのですね、平成26年からですね、26年、27年、28年にかけて、3か年で1炉ずつ、1炉に1設備ございますので、単年度にその事業が集中しないように、3か年にわけてございました。その事業を、もう26年、27年度につきましては、今もう完了を迎えるところでございまして、今回28年度分の契約締結だけをさせていただいて、事業を始めましたよという形で契約締結をして、その契約締結の写しを環境省に提出することによりまして、前倒しをしてくれたということで、優先的な配当をしていただける、そういったことでございます。

以上でございます。（「了解しました。」と鈴木議員の声あり）

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 今の件について、ちょっと継続して質問しますけれども、予算書の中にも入っていて、循環型社会形成推進交付金というのが入っているわけですが、その3期間でやるというのは、なかなか珍しいわけですが、先にもう契約してしまっていて、やらなければならないから、交付金くださいねという事例として契約行為を先行すると。契約行為を先行するから、単年度予算にならずに債務負担行為になるのだという、こういう理解でいいのですか。契約したことについて、後追いで交付金が出てくるという、こういう理解でいいのですか。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） これはもう国の都合でございまして、前倒しということでございますので、交付金の方は、平成27年度の方に入ってくるということでございます。実は、先ほどの説明の中でも、4か年の継続事業であるというご説明をさせていただいたのですが、4か年の中で、交付金はその事業費の3分の1を当組合としては確保したいと。ただ、12月の話では、前倒しの事業に協力をしてもらわなければ、それが出せませんよというお話がございましたので、もう26年、27年度と設定もできている工事でございますので、それを利用させていただきまして、とにかく契約をして、交付金については、27年度に前倒しでいただくと。ただ、4か年で割って、4か年の事業全て見ますと、3分の1が交付金になるというようなことでございます。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） すみません、ではもう1回確認させていただきますと、この債務負担行為の金額

については、27 年度補正予算ということで、もう 1 回入ってくるということですか。財務処理上は、債務負担行為だけして、実質的な交付金は、どの時点で交付されてくるのか、お尋ねします。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） この交付金につきましては、27 年度中に入ってくるという予測でございます。また、その契約行為がされない限りは、交付がされないというような形でございまして、内示は出るかと思えますけれども、この契約ありきで入ってくるので、今後、27 年度中に入ると見込んでおります。

○議長（田村昌巳） 8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） そうすると、27 年度の補正予算で入ってくるということでもいいんですね。これから、28 年度の補正ではなく、27 年度の補正で入ってくるという、そういう理解、認識でいいのですか。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 実は、この契約締結をしないと、必ず入ってくるというようなことも、担保もございませんので、その時点で契約締結をして、実際には、当組合の設定金額、また変わってくると思います。その辺を精査しますと、ここで数字をいろいろな歳入部分、歳出部分の確定ができませんので、仮に、その財源の確保のための債務負担行為だということで、ご理解をいただけたらと思います。以上でございます。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今回の議決をいただいて、債務負担行為をとって契約をして、それに基づき国に申請をして、国の予算の中で、27 年度の分として、前倒して補助金を優先的に配分し確保するという国の考え方に則って、今回の議案を上げさせていただいたところでございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） 今回の件は、ちょっと私の立場からちょっと 2 点質問したいのですが、1 点は、こういう前倒しを求めてきた例って今までもあったのかどうか、お伺いしたいのと、2 点目は、国の事情というのは、どういう事情で、こういう前倒しを求めてきたのか、わかれば教えてください。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 毎年ですが、大体 12 月ぐらいの時期になりますと、再度、要望額調査ということで、最終の要望額の調整の調査がございまして、そのときに、東京都が間に入っているわけですが、環境省の方から、そのような要望がございまして、あまりこういう言い方がいいのかわかりませんが、国の予算が余ったので使ってほしいと、そういうことだと理解してございまして。

以上でございます。（「了解です。」と池田議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 2 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第3号及び日程第6、議案第4号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、ただいま一括議題となりました議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算及び、議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成28年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、200トン減の6万2,100トンの搬入を見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、平成27年10月1日現在の人口数28万5,762人を採用しており、これは前年度と比較して、514人の減少となっております。

予算の内容であります、歳入予算におきましては、平成28年度の主要事業であります、基幹的設備改良工事に伴う財源措置として、国庫支出金に、循環型社会形成推進交付金1億523万1,000円を計上したほか、組合債に3億6,350万円を計上いたしました。

また、災害発生時の電力確保を目的とした、フレッシュランド西多摩の太陽光発電・蓄電システム設置工事に係る財源措置として、都支出金に再生可能エネルギー等・導入推進基金事業補助金4,500万円を新たに計上いたしました。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条に基づき、平成27年10月28日付にて、小金井市より依頼のありました、平成28年度の可燃ごみ処理支援につきましては、昨年11月の議員全員協議会でご報告申し上げましたとおり、11月9日開催の正副管理者会議において、平成28年度も引き続き、支援受託することで決定されていることから、諸収入に、当初より、可燃ごみ焼却処理委託受託金7,200万円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し、増額しておりますが、組合市町分賦金は、前年度比で、2億4,346万9,000円の減となる14億4,896万5,000円となっております。

次に、歳出予算の主な内容につきまして、性質別の状況によりご説明いたします。

まず、消費的経費のうち、人件費では、平成27年度の給与改定の影響などを見込んだ結果、総額で769万2,000円を増額いたしました。

物件費では、需用費において、購入電力の削減による光熱水費などの減額措置を行うとともに、委託料では、焼却不適物処理委託の見直しなどにより、総額で1,448万4,000円を減額しております。維持管理経費については、引き続き削減に努めたところであります。

維持補修費では、平成 27 年度に実施いたしました、バグフィルター交換工事の完了などにより、施設維持整備工事費が減少する一方、4 か年計画で実施している、第 1 期基幹的設備改良工事の最終年度事業として、排ガス処理設備改良工事その 3 のほか、3 件の改良工事費を計上したことなどにより、総額で 1 億 3,021 万円を増額措置いたしました。

次に、公債費では、基幹的設備改良工事に係る平成 25 年度借入分の元金償還が開始されることに伴い、1,717 万 7,000 円を増額計上いたしました。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、歳入予算で説明いたしました太陽光発電・蓄電システム設置工事費などを新たに計上したため、5,152 万 8,000 円を増額措置いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 600 万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、1 億 9,200 万円、率にして 10%の増となっております。

次に、議案第 4 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました、平成 28 年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を、組合予算の約 69%、14 億 4,896 万 5,000 円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第 3 号、及び第 4 号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） それでは、議題の 3 号、平成 28 年度西多摩衛生組合予算及び、議案第 4 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部についての説明を申し上げます。

予算編成の基礎数値でございます、ごみの搬入量、構成市町の人口につきましては、管理者の説明のとおりでございます。

職員数でございますが、27 年度の退職者、28 年度の職員採用はございませんので、前年と同様の 28 名でございます。また、再任用職員につきましても、前年と同様の 2 名でございます。

それでは、議案第 3 号、平成 28 年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 28 年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額を 21 億 600 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第 2 条は、地方債にかかわるものを定めたものでございまして、起債の目的、限度額等につきましては、3 ページの「第 2 表地方債」で、後にご説明をさせていただきます。

第 3 条は、地方自治法で認められております、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開き願います。「第 1 表歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第 1 款分賦金から、第 7 款組合債までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から、第 6 款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計は、それぞれ 21 億 600 万円でございます。

恐れ入ります。3 ページをご覧ください。第 2 表地方債でございます。

起債の目的につきましては、本表のとおり、基幹的設備改良工事業に係る借入金の限度額を、3 億 6,350 万円に定めたものでございまして、起債の方法・利率・償還の方法につきましては、本表に記載のとおりでございます。

恐れ入ります。7 ページをお開き願います。歳入の事項別明細書でございます。

第 1 款 1 項 1 目分賦金は 14 億 4,896 万 5,000 円、前年度対比 2 億 4,346 万 9,000 円の減でございます。これは、基幹的設備改良事業等の増加により、予算規模は拡大しておりますが、事業に充当する特定財源の増額、及び新規計上を行うとともに、小金井市の可燃ごみ焼却処理委託受託金を当初予算より計上したことによるものでございます。

第 2 款 1 項 1 目使用料は 5,647 万 3,000 円、前年度対比 27 万円の増でございます。

2 項 1 目総務手数料は、前年と同額の 1,000 円でございます。

恐れ入ります。8 ページをお開き願います。

第 3 款 1 項 1 目じん芥処理費国庫補助金は、1 億 523 万 1,000 円、前年度対比 5,448 万 1,000 円の増でございます。これは、基幹的設備改良工事業の工事内容の増加による循環型社会形成推進交付金の増額によるものでございます。

第 4 款 1 項 1 目余熱利用施設事業費都補助金は、新規計上で、4,500 万円でございます。これは、太陽光発電・蓄電システム設置工事業に係る再生可能エネルギー等導入推進事業補助金でございます。

第 5 款 1 項 1 目繰越金は、前年と同額の 1,000 万円でございます。

第 6 款 1 項 1 目預金利子は、前年と同額の 1,000 円でございます。

9 ページをご覧くださいと存じます。

2 項 1 目弁償金は、前年と同額の 1,000 円でございます。

2 目雑入は、7,682 万 8,000 円、前年度比 7,251 万 8,000 円の増でございます。これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施いたします、小金井市からの可燃ごみ焼却処理委託受託金 7,200 万円が主な要因でございます。

第 7 款 1 項 1 目じん芥処理債は 3 億 6,350 万円、前年度対比 2 億 6,320 万円の増額でございます。これは、基幹的設備改良工事業の工事内容の増加によるものでございます。

以上、歳入合計は 21 億 600 万円で、前年度比 1 億 9,200 万円の増額でございます。

恐れ入ります。10、11 ページをお開き願います。歳出でございます。

10 ページからは、歳出の事項別明細書となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたることから、初めに、特別職及び一般職職員に係る 1 節報酬から 4 節共済費までの人件費を、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧ください。

上段の表、1 特別職におきましては、前年度同額の 171 万 2,000 円を計上しております。

次に、中段の表の 2 一般職でございますが、27 年度の退職予定、28 年度の職員採用はございませんので、前年と同様の 28 名でございます。

また、再任用職員につきましては、27 年度と同数の 2 名でございます。

各款にわたる給与費・共済費につきましては、給料は前年度比 133 万 5,000 円増の 1 億 1,916 万 6,000 円、職員手当は 428 万 8,000 円増の 1 億 859 万 2,000 円、共済費は 189 万 8,000 円増の 4,164 万

円で、一般職職員の人件費の総額といたしましては、前年度比 752 万 1,000 円増の 2 億 6,939 万 8,000 円の計上でございます。

この増額の主な要因といたしましては、給料では、平均昇給率 1.95%にて、普通昇給等に伴う増加分を見込んだことと、職員手当では、平成 27 年度分の給与改定として、勤勉手当の支給月数 0.1 月引上げを見込んだことによるものでございます。共済費におきましても、この給与費の増加と、標準報酬制移行に伴う増額分を計上をいたしております。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります。10 ページにお戻りいただき、歳出でございます。

第 1 款 1 項 1 目組合議会費は 140 万 8,000 円、前年度対比 19 万 5,000 円の減額でございます。

これは、14 節使用料及び賃借料におきまして、行政視察が隔年実施のため、バス借上料が計上されないことによるものでございます。

11 ページをご覧くださいと存じます。

第 2 款 1 項 1 目一般管理費は、1 億 8,269 万 8,000 円、前年度対比 176 万 3,000 円の減額でございます。

減額の主な要因は、前年度で計上いたしました 18 節備品購入費における公用車等購入費が計上されないことによるものでございます。

2 節給料・3 節職員手当等・4 節共済費、あわせた人件費におきましては、予算額は 1 億 569 万円で、前年度比 329 万円の増額でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

11 節需用費におきましては、予算額は 646 万 4,000 円で、前年度比 18 万 6,000 円の減額でございます。これは燃料費におきまして、公用車をハイブリット車に換えたことによる、ガソリンの消費減が主な要因でございます。

13 節委託料におきましては、予算額は 796 万 9,000 円で、前年度比 140 万円の増額でございます。これは、新地方公会計制度とマイナンバー制度に対応できるよう、電算システム修正委託料の増額分 197 万 6,000 円と、新規計上の新地方公会計制度支援業務委託料 54 万円の増額分と、前年度終了いたしました例規管理システム導入業務委託料 118 万 8,000 円の減額分の相殺が主な要因でございます。

14 節使用料及び賃借料におきまして、予算額は 798 万 6,000 円で、前年度比 28 万 5,000 円の増額でございます。これは、事務機器使用料におきまして、前年度途中より長期継続契約により賃貸借したパソコン 20 台等が、1 年分の計上となったことによる増額が主な要因でございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

19 節負担金、補助及び交付金におきましては、予算額は 5,034 万 3,000 円で、前年度とほぼ同額でございます。周辺市町地域振興負担金 4,800 万円等の計上でございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

第 3 款 1 項 1 目じん芥処理費は 15 億 8,058 万 6,000 円、前年度対比 1 億 1,598 万円の増額でございます。主な要因は、15 節工事請負費の増額分、1 億 2,569 万 8,000 円でございます。

2 節給料・3 節職員手当等・4 節共済費あわせた人件費は、1 億 5,589 万 8,000 円で、前年度比 411 万 4,000 円の増額でございます。

17 ページをご覧くださいと存じます。

11 節需用費におきましては、予算額は 2 億 3,768 万 7,000 円で、前年度比 112 万 9,000 円の減額で



ございます。これは消耗品費において電気計装設備の消耗部品の購入による502万9,000円の増額分と、光熱水費において、基幹的設備改良工事の成果による電気料の減額分897万6,000円との相殺でございます。

12 節役務費におきましては、予算額は234万4,000円で、前年度比85万4,000円の減額でございます。これは、手数料におきまして、隔年実施の法令検査がないことによるものでございます。

13 節委託料におきましては、予算額は2億5,748万5,000円で、前年度比1,234万円の減額でございます。

18 ページをお開きいただきまして、一般廃棄物処理基本計画作成委託料399万6,000円の新規計上分と、隔年実施の計量システム法令委託料等2件712万8,000円の減額分、焼却不適物処分が有価物として売却できることになり、386万4,000円の減額分の相殺でございます。

19 ページをご覧いただきまして、15 節工事請負費におきましては、予算額は9億1,901万5,000円、前年度比1億2,569万8,000円の増額でございます。これは施設維持整備工事におきましては、バグフィルター交換工事が前年度に終了したことにより、1億9,474万9,000円の減額でございますが、基幹的設備改良工事におきましては、4か年の最終年度となり、排ガス処理設備改良工事に加え、空気圧縮機共通化等改良工事・電力系統連系改良工事、空調熱源等改良工事の3工事の計上により3億1,569万5,000円の増額、20 ページをお開きいただきまして、新規計上の車両管制装置更新工事475万2,000円も施工いたしますことから、その相殺でございます。

恐れ入ります。21 ページをご覧願います。

第4款1項1目施設運営費は2億2,028万4,000円、前年度対比6,046万4,000円の増額でございます。この主な要因は、15 節工事請負費における太陽光発電・蓄電システム設置工事、5,541万6,000円の新規計上によるものでございます。これは、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金を活用するものでございます。

2 節給料・3 節職員手当等・4 節共済費をあわせました人件費は、926万4,000円で、前年度比4万7,000円の増額でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

11 節需用費におきましては、予算額は6,253万2,000円で、前年度比119万2,000円の増額でございます。これは、光熱水費における上下水道料を実績に合わせたことによるものでございます。

13 節委託料におきましては、予算額は8,362万1,000円で、前年度比78万6,000円の増額でございます。この主な要因は、新規計上の太陽光発電・蓄電システム設置工事監理委託料237万6,000円の増額と、浴槽循環設備点検整備委託料における隔年実施の濾材交換減額分174万4,000円の相殺でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

15 節工事請負費におきましては、新規計上の2件で5,736万円でございます。これは太陽光発電・蓄電システム設置工事5,541万6,000円、非常用街路灯改修工事194万4,000円の2件でございます。

25 ページをご覧願います。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、1億957万円、前年度比1,927万8,000円の増額でございます。これは、焼却灰搬出設備改造工事費の償還が終了したところではございますが、新たに基幹的設備改良工事の25年度借入分の償還が始まったことにより、増額となったものでございます。

続きまして、2目利子でございますが、808万5,000円、前年度比210万1,000円の減額ございま

す。これは、焼却灰搬出設備改造工事費の償還終了及び余熱利用施設建設事業費の償還が進んだことによる減額でございます。

恐れ入ります。26 ページをお開き願います。

第6款予備費は336万9,000円でございます。

以上、歳出合計は21億600万円で、前年度比1億9,200万円の増額でございます。

続きまして、関係資料ではございますが、次の28ページから37ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入ります。38ページをお開き願います。

上段の表は、債務負担行為に関する調書でございまして、限度額及び財源の内訳でございます。

下段の表は、地方債に関する調書でございまして、右側の一番下の欄にございます13億6,393万1,000円が、平成28年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、平成28年度西多摩衛生組合予算につきましても説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましても、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案第4号、附属資料をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度当初予算の分賦金の算出根拠となります、組合市町の人口とごみ搬入量につきましても、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は410人の減少で13万6,840人、負担割合は47.89%、福生市は41人の減少で5万8,569人、20.50%、羽村市は121人の減少で5万6,478人、19.76%、瑞穂町は58人の増加で3万3,875人、11.85%、合計で514人減少の28万5,762人を見込んでおります。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、前年度と比較いたしまして、青梅市は100トン増の2万9,600トンで、負担割合は47.67%、福生市は100トン減の1万1,800トンで、19.00%、羽村市は200トン減の1万2,000トンで、19.32%、瑞穂町は増減なしの8,700トンで、14.01%、合計で、200トン減の6万2,100トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきましても、ご説明を申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と、各予算項目に基づき積算をいたしております。

組合市町別では、青梅市は前年度比、1億1,176万8,000円減額となりまして、6億7,809万7,000円、福生市は前年度比4,708万2,000円減額となりまして、2億8,742万5,000円、羽村市は前年度比5,038万5,000円減額となりまして、2億7,992万8,000円、瑞穂町は前年度比3,423万4,000円減額となりまして、2億351万5,000円となります。合計で2億4,346万9,000円を減額いたしまして、分賦金は14億4,896万5,000円でございます。

以上で、議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算、及び議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 歳入歳出連動になるところもありますので、事業のところでお聞きしていきま

す。

まず、予算書の12ページから幾つかあるわけですが、臨時職員の賃金というのが、27年度に比べてちょっと上がっています。それは今、同一労働同一賃金とか、最低賃金とか、いろいろなことが言われていて、臨時や不正規の雇用の方々の待遇改善が、いろいろ言われておりますけれども、今回この賃金が上がっていったことは悪いことではないと思いますので、ここの反映額は、どういうふうに計算されてきたのかということが1点です。

それから、18ページですが、一般廃棄物処理基本計画作成委託料というのがあります。これは、前回は24年3月に発行されていて、5年ごとに改定するというお話でした。そうすると、次回は29年3月ということになると思います。その今回、改定されていく新しい一般廃棄物処理基本計画において、どこが大きく変わっていくのか。冒頭ですね、管理者の方から昭島市のお話もありました。1年後に基本計画が出るわけですが、その基本計画の当初のところは、地域の概要ということで、この構成市の問題が出ておりますが、それも含めて改定されていくのかどうかということが1点です。

それから、19ページの基幹的設備改良工事、今回は、かなり大がかりなものになっておりますが、これのそれぞれのですね、早めに取りかかれば、リスクが軽減するということもあるのでしょうか、今回この工事に至る経緯と決定要因ですね。そのことで、どういうふうになっていくのか、衛生組合がどう改善されていくのかということをお聞きします。

次に、22ページですが、余熱利用施設の方に太陽光発電設備が設置されるということで、これ歳入歳出連動で補助金が入るということですが、大変いいことだというふうには思います。その余熱利用施設の光熱水費という部分、合算で入っているために、余熱利用施設の電気料金がどれぐらいで、どれぐらいのカロリーかわかりにくいわけですが、この設備を導入することによって、どれぐらいの反映がなされるか。電気料、発電量と、それから電気料金の反映料についてお聞きします。

まず、最初にそこだけお願いします。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問でございますけれども、私の方からは、臨時職員の賃金についてのお尋ねがございましたので、その件についてお答えさせていただきたいと思います。

予算書、12ページのところがございます、7節の賃金でございます。昨年に比べて、門間議員ご指摘のとおり、8万7,000円上がっております。事務所費の臨時職員賃金につきましては、庁舎清掃の職員が2名。それから事務所で事務に従事する臨時職員が1名で、これらの賃金を合計したものでございます。勤務条件といたしましては、一日、清掃の方ですと、4時間なわけですが、一日4時間から6時間の勤務で、週4日程度。時給額については、東京都の最低賃金及び羽村市臨時職員賃金を基準といたしまして、28年度につきましては、930円で積算してございます。

28年度における臨時職員の予定勤務日数は前年度から変更ございませんで、前年度比8万7,000円の増は何かと言いますと、最低賃金のいわゆるベースなわけですが、前年の見積りにつきましては、時給額を900円で積算してございまして、そちらの単価を900円から930円に引き上げてございますので、その部分が増額になっているということで考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 8番議員の2番目の質問ですが、この一般廃棄物処理基本計画につきま

しては、廃掃法、あるいはごみ処理基本計画策定指針に基づいて策定しております。計画自体については、おおむね5年経ったら改定をした方がいいというような指針になっております。それに基づいて、今回は改定をする予定です。

また、この改定については、構成市町と共同して策定するため、西多摩衛生組合の箇所については、中間処理施設の計画になっております。この計画などを見直し等は、今後考えていきたいというふうに考えております。

また、昭島市の件につきましては、後ほど全員協議会でご説明いたしますが、何も決まっておりませんが、例えば一般廃棄物処理基本計画ができたとしたら、決まっているものしか書けませんので、一般廃棄物処理基本計画につきましては、29年3月に作成する予定ですが、その時点のことを記載したいと考えております。

以上です。

○議 長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 工事関係の質問に対してご説明をさせていただきます。

まず、19ページの工事請負費の基幹的設備改良工事の今回、28年度に実施します4件の内容でございますが、まず、1点目の排ガス処理設備改良工事につきましては、26年度から1炉ごとに実施させていただいております。こちらは、排ガス処理設備のうち、排ガス再加熱器という機器に蒸気を使用しております、その蒸気を使用しないようにして、逆に発電に有効利用するような工事内容でございます。

また、2点目、空気圧縮機共通化等改良工事につきましては、空気圧縮機というコンプレッサーが当組合に7台ございまして、こちらが、もう老朽化が進んできているということで、この老朽化の更新時期に合わせて、7台を5台に変更して、省エネ化を図るという内容でございます。

次に、電力系統連系改良工事という工事ですが、こちらにつきましては、当組合の施設は、売電ができない施設でございまして、それを改良して売電が可能になるような改良を行う工事でございます。

最後の空調熱源等改良工事につきましては、当組合、空調冷暖房の熱源としまして、ごみ焼却でできました蒸気を利用して温水・冷水をつくりまして、冷房・暖房、今は行っております。これを蒸気を発電側に回して、逆に空調の方の冷暖房につきましては、電気式に変えて、発電のアップと、現在の最少の空調機器ですと、省エネ化も大分進んでいるということで、省エネ化を図っていく、そのような内容でございます。

また基幹的設備改良工事につきましては、平成24年度に地域計画を作成しまして、その中でCO<sub>2</sub>を削減しますと、交付金がもらえるということで計画を立てさせていただいております。計画の年数としましては、25年度から28年度、来年度が最終年度ですが、その中の最終年度が、この4件の工事を予定させていただいております。

また、これら工事を、実際には工事計画としましては、7工事を、25年度から28年度の間にやる予定でございますが、これらの工事を全て実施した場合になります、発電電力量の予想の増加としましては、約200万kWh増加。購入電力量の削減効果としましては、約230万kWhの削減を見込んでおります。また、これを単純に電気料金にいたしますと、購入電力量が下がった分の電気料金としましては、約4,600万円が削減できるのではないかとございます。また、もともと交付金の活用につきましては、3%以上のCO<sub>2</sub>削減が必要でございますので、本工事を実施することによりまして、計画としましては、17%程度のCO<sub>2</sub>削減を見込んでいます工事内容となっております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、4点目のフレッシュランド西多摩におけます太陽光発電の使用電力量と電力の料金の換算についてのご質問でございますが、28年度にフレッシュランド西多摩で予定しております太陽光発電・蓄電設備につきましては、太陽光発電設備が15キロワット、蓄電設備が30キロワットの設置工事を予定しているところでございます。

この太陽光発電電力量につきましては、換算で年間、約1万7,082キロワットを予定しているところでございまして、現在、フレッシュランド西多摩で使用しております年間の総電力量につきましては、60万7,425キロワットを使用しております。これを案分いたしますと、太陽光発電は、総使用電力量の2.8%に当たる量となります。これを単純に料金で換算いたしますと、60万7,425キロワットで、予算額は1,482万4,000円の電気料を見込んでおりますが、このうちの2.8%に換算いたしますと、おおよそ41万5,000円の太陽光発電の料金に換算することができることとなります。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 再質問します。廃棄物処理基本計画については、わかりました。基幹工事の方で、ちょっと説明がよくわからなかったのですけれども、何でしたっけ、空調熱源等改良工事のところ、蒸気で発電すると。空調に関しては電気だっていうふうにおっしゃったと思うのですが、その電気は、自区内の電気なのか、どうなのかということ。

それから、そのほか発電の量がいろいろおっしゃられたのですけれども、現段階で西多摩衛生組合のじん芥処理施設における発電というのは、使用電力量の57%だったと思うのですね。このような火力発電に関しては、余熱利用施設ですから、別物であって、じん芥処理施設において発電していく電気、この施設の電力量がパーフェクトで賄えるのかどうかについて、ちょっとお聞きします。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 今、8番議員の質問にお答えいたします。まず、空調熱源等改良工事なのですが、すみません、今現在は暖房になってございますが、暖房・冷房をするために、暖房の場合、温水をつくります。冷房は冷水をつくります。これをつくる熱源として、今、焼却の蒸気を使って、それをつくっております。そうしますと、その蒸気は発電に回せば、発電にもなりますので、今回はそれを発電に回そうとします。その熱源がなくなってしまうので、その温水と冷水をつくるのを、今度は電気に変えていくこととなります。電気式も今、省エネが大分進んでおりまして、電気式に変えたとしても、省エネ効果があるような計算で考えております。そうしますと、蒸気が発電に回りまして、増える発電量と電気を使う量と比較しますと、発電が増える方が大きいというのが判断してございまして、そういう意味合いで言いますと、蒸気が発電に回って、電力ができたもので賄えるという意味合いにはなるかと思いますが、そういった計画でございます。

トータル的な、この工場を維持していく電気につきましては、現状、今、議員がおっしゃるとおり、57%程度が発電で賄えておりますが、この工事をやったといたしましても、現状では全てを賄える力はございません。基本的には、焼却炉が1炉運転のときと、2炉運転のときがあるのですが、1炉運転のときは、フル発電ができませんので、必ず電気は購入するというような状況がございます。そういったことを考えますと、1炉運転も必ずございますので、購入電力と発電電力をもう少し増やしまして、57%を65%という形で増やしていくことで、買う電力を減らして省エネ、経費節減を図るとい

うような内容でございます。

以上でございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 門間議員の質疑の関連なのですが、電気は全部は賄えないという話わかりました。ただ、先ほどの説明ですと、19ページのところで、電力系統連系改良工事が、売電できるような工事で6,300万円使うという話でしょ。売電できる余裕はないのだけれども、こんだけかけて売電できるようにするのは、どういう訳なのでしょう。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 今、売電ができない工場でございます。現状、まずお話しすると、売電ができないことということは、電力会社側には、必ず流してはいけないよということになります。流れそうになりますと、発電機を止めてまでも守ろうとするために、買う電力を最低限の設定ラインというのがございまして、こういうのは400から500キロワット、必ず買うように設定されております。今、1炉運転の場合は、フル発電ができない、2炉運転があった場合なのですが、フル発電ができません。当組合の発電は、1,980キロでございます。1,980キロの発電をして、2炉運転で使いたい電気というのは、2,100キロぐらいあるのです。そうしますと、その差し引きは、約120キロワットになります。今必ず買わなくてはいけない電力が400キロということになりますので、120よりもあと330キロ多く買わなくてはいけない。その分、発電機を今下げていってしまっているのです。1,980キロの発電ができるところを330キロ下げ、400キロの最低ラインを守るために、発電機を1,650キロぐらいまで下げている症状が出てきております。これは節電や省エネ対策で使う電力が下がってきているのもございまして、そのような状況でございます。そうしますと、今度、売電を可能としますと、必ずこれだけ買いなさいよという制限がなくなるということで、その400キロ買うところがぎりぎりまで買わなくて済むようになってくるということで、購入電力の削減が見込めるということです。

また、2,100キロというのは、平均的な電力量ですので、冬場で夜間になりますと、電気の使用料が大分減ってきてございまして、そういった場合にはぎりぎり売電、2炉運転のときだけですけれども、ぎりぎり売電側に流れる可能性もあるということで、売電をすることによって、すみません、売電が多少でもできるということで、売電の改良工事をするという形になります。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 何かすごく面倒くさい話になってきているようですが、そういうことなのでしょうけれども、必ず買わなければいけないのが決まっているという話なのだけれど、それを変えるってことはできないのでしょうか。そうすれば、6,300万円使わないで、むだなくいくわけでしょ。それはできないのかどうか。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） おっしゃるとおりでございます。なぜそのようにむだに、必ず400キロまで買わなくてはいけない設定があるのかということなのですが、建設時代に電力会社との契約で、売りませんよという形で作るということは、売らないようなシステムを組んでしまっているという形になります。そうすると、電気が当組合側に流れてくることを常時見ておりまして、この電力が、今のところの設定数は最低100キロでも一瞬下回ってしまいますと、買っていても、100キ

口買っていても、このラインを境に発電機を取り外して、必ず購入側に、これを設定を組んでございます。その 100 キロに近づく余裕を持たせるために、400 キロないし、500 キロの設定ラインがあります。これは当組合の工場、大きなモーターとか、大きなポンプとかがございまして1台でも 300 キロ、400 キロという大きな機器がございまして、こういった機器が急に動いたり、急に止まったりすることによって、電気がもう使っているのと、買っている電力が同じになっておりますので、一瞬にして、その差が現われてくると。それを見ているのが 0.2 秒という、本当にごくわずかな時間で見えておまして、それで実際に、そういう事例もございまして、停電はしませんけれども、発電機を解列してしまう。発電機を止めてしまうということは何回かございまして、それは購入電力が下がってきたという信号を受けて、そういうことがございまして、今の契約を守るためには、どうしてもその 400 キロないし 500 キロの設定は必要でございまして、これをなくすためには売電をする、売電ができる、その見ているものを外してしまうということをすることによって、購入電力を少し下げたい。

今、6,300 万円程度の工事費用をかけさせていただきますが、その購入電力の削減が毎年、そのあと継続的になってまいりますので、回収につきましては、2年か3年ぐらいで、工事費の回収はできまして、それ以降は経費削減が図れていくという判断で、今回の工事をやらせていただきたいということで、上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） そういうことになっているのですね。今度、電力の自由化というお話になりました、どこから買うかというのは、それぞれ選ぶという話になっていますよね。一般の方も。今の話ってというのは、技術的に、そういう契約をしていないといけないという話なのか。それとも、もう随分、契約から時間が経っていますから、こういうタイミングですから、もう1回、真剣に電力会社としっかり交渉し直すということをするれば、面倒くさい話をしなくても済むようになる、そういう話なのか。技術的な領域の話なのか、それとも契約の法的な話なのか、どちらなのか。それだけ確認させてください。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 技術的に、当組合の設計時に、そのようにつくっておりますので、それを変えない限り、どの電力会社でも同じことになります。すみません。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 売電のところはあとで聞こうかなと思ったのですが、ではちょっと一緒にしますと、先ほど言ったように、今の発電総量としては、ここの必要上の 57%ぐらいなわけですね。しかし、この買うか買わないかというのは、ガードがされていると、関所があるのだという捉え方でいいわけですね。そのこちらの方の受電側の容量が上がったり下がったりすることで、その関所が開いたり閉じたりして、そこにお金がかかったりしてくるというような、図式化すると、そういうことでもいいのでしょうか。要するに、何て言うのですかね、購入電力の際の契約要件ではなくて、機械的な関所があるために、そこを取り払った方が、自由裁量がこちら側に大きくなるというふうな考え方でいいのでしょうか。むしろ、電力会社を選ぶ際も、それがあると足かせになるのかどうか分かりませんが、これから先、電力会社の選択権があり得るわけですが、そことの関係でもちょっとお聞きしたいです。それはもう本当に足かせでしかないのかどうか。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） まず、1点目の関所の問題ですが、8番議員のおっしゃるとおりでございます。関所を開放させていただいて、必ず閉められているものを少しでも開けられるのであれば、開いた方側へ出していきたいというものでございます。

また、このことをやることによって、電力会社を選ぶ足かせになるようなことはないと思っております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。12番池田公三議員。

○12番（池田公三） 3点、お伺いします。1点目、今までに関連して売電収入は、今年から見込めるようになるのかどうか。それとも工事完了は来年等に見込むのか、ちょっと教えてください。そういう今年、売電収入、見込めるとしたら、どこか予算に入っているのかどうか教えてください。

2点目は、予算書の7ページ、分賦金の関連ですが、その附属資料の表の1表、2表、3表、表も関連して、ちょっと質問なのですが、この表3のごみ搬入割合比較というのがあるのですが、分賦金の算出割合については、このうたわれた事務報告書、26年度版の39ページ見ると、5項目の内容で計算してやるとなっていますが、それでは、実際にごみ搬入の実績をもとにするとなっていますよね。ですから、この表3がなぜここに出てきているのかわからないのですが、これは当初予算の見込み増であって、実績ではないと思うのですよね。それで、平成27年度の実績はまだ出ていないので、26年度の実績が、ここに事務報告書見ると、28年度当初予算の負担割合に近い数字ではあるのですが、根拠はないのですね。青梅市だけが人口、他の市と同様に減っているにもかかわらず、搬入量が増えるという予想できているわけで、だから、ちょっとそこら辺がどうも説得力がなくて、なぜ、この負担割合、実績をここに載せてこないのか。実際それを使われているのかどうか聞かせてください。

3点目です。予算書の9ページ。雑入のところの鉄屑等売払代金、52万1,000円の詳しい内容をお聞かせください。お願いします。

○議長（田村昌巳） 荒井維持管理担当主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） まず、1点目の売電の収入の件ですが、工事につきましては、来年度の工事でございますので、実施する予定でございます。また、工事の実施時期としましては、2月になってございまして、現状、売電収入の予算等は組んでございません。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 12番議員の3点目の質問の9ページの鉄屑等売払代金、52万1,000円の件なのですが、27年度予算までは焼却不適物処分委託という形で、お金を払って処分をお願いしたのですが、東京オリンピック等の影響だと思っております。鉄屑の価格が上がりまして、金額は安いのですが、買ってもらえるような状況になった関係で、収入として52万1,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 先ほど分賦金の件なのですが、まず当初予算では、構成市町への調査に基づく見込み値でございます。それを採用してございます。これも決算にいきますと、実際の搬入量を実績に基づいて、また分賦金を計算をして決算に出すというような形になっていまして、先ほど言



われました事務報告書の、多分 41 ページのことをおっしゃっているのかなと思うのですが、その2番目の実績投入割というのが見込みの数値であるというふうに、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） 1 点目、2 点目、了解しました。3 点目ですが、鉄屑だけが搬入されているのでしょうか。鉄屑が大変上がったということで、というふうに説明があったと思うのですが、西多摩新聞の1月のいつですかね、記事、皆さんご存知だと思うのですが、いわゆる焼却灰の中に含まれている純金属、貴金属、レアメタル、銅も、すごいお金になるよというような記事が載っているのですよね。これやはり、これはまた次回お聞きしますが、今回は予算の中で含まれている、いない、それだけをちょっとお聞きをしたいと。それから、もしお答えできれば、これについての見解もお伺いしたいと思います。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 鉄屑等売払代金の件なのですけれども、まず、焼却したあとの鉄屑を売り払いをしている形です。本来入ってきてはいけない空き缶だとか、中には空きビンなんかもあるのですけれども、空き缶等、売り払いをしています。

西多摩新聞の件につきましては、当組合の焼却灰につきましては、密閉式の車両を使って、全量、二ツ塚処分場のエコセメント施設の方に搬送しております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） そうすると、鉄屑だけは分別、当初のうちはやっていて、それ以外の純金属、貴金属、レアメタル等については、分別はしていないという解釈でよろしいですか。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 施設の構造上、磁石による機械とスクリーンという機械があって、大きいものと鉄類は取ることができます。また、焼却灰は、全てエコセメントとして搬送しています。焼却灰の中には、レアメタルが入っているかどうかは把握しておりません。

以上です。（「了解しました。」と池田議員の声あり）

○議長（田村昌巳） 9 番鈴木拓也議員。

○9 番（鈴木拓也） 二つお聞きしたいのですけれども、まず、一つ目は、小金井市のごみの件なのですけれども、7,200 万円ということで、1,500 トンかける4万8,000 円の計算だというふうにお聞きしています。さっきの説明ですと、これは、分賦金を減らすことにお金を使ってしまうというふうになっているということなのですけれども、前回の議会でも、私、指摘したのですけれども、やはり環境に使わなければいけないわけですから。分賦金を減らすことに使ってしまうのではなくて、環境対策に使うべきだというふうに、私は以前から主張し続けているわけですね。そこに関しては、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、見解を、組合のですね、それをお尋ねします。

2 点目は太陽光のことなのですけれども、私もこのこと自体は賛成なのです。自然エネルギーですね、有効活用していくというのは、非常に大事なテーマですから。大事だと思うのですけれども、実は地元の保全協とか話し合いのメモリというのを入手したのですね。そこで何て言っているかと言いますと、こういうふうには言っているのですよ。広域化と周辺環境整備は一体であることをご理解いただきたい。一体。広域化と周辺環境整備。しかし、フレッシュランド西多摩の防災拠点化に向けての太陽光発電設置については、先行投資として判断していただきたい。こういうふうには言っているメモ

りなのですね。これは事実、そういうふうには組合は考えて発言をし、地元の保全協とは交渉しているのかどうか。そこをまずお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 1点目の小金井市の受託金でございますけど、組合の予算の中では、じん芥処理費の全体の中で、特定財源という位置づけで入っています。したがって、じん芥処理費の中では、議員がご指摘の環境測定とか、周辺環境整備、あとはバグフィルター交換、いろいろなものに使っています。結果として、まず、最初に我々の事業として、周辺環境の、そういう低減に向けた事業をそこへ予算化しますから、そして、そこへ財源を充てていきます。ですから、目的は周辺環境、そういうふうなものにもきちっと使われているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、太陽光を施工ということなのですが、あくまでも、前回お話をしたときには、交付金の関係がございまして、その交付金の事務手続きをするには、先行してエントリーしておかないと、申請ができなくなる、そういう説明で、太陽光だけは先にやらせていただきたいという説明をさせていただいているところであります。

それから、広域化と周辺環境整備ですか、当然そういうふうな一体というか、必ずということの要件はございませんが、当然そういう議論は出てくるという認識は持っているつもりであります。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） まず小金井市の方なのですけれども、確かに特定財源でじん芥処理費に充てているのですよね。7,200万円。仮に7,200万円がなかったら、仮になかったらですね、どこからお金を持ってくるのですか。それをお聞きします。

それから、2点目のフレッシュランド西多摩の太陽光発電は、広域化と対になっている周辺環境整備の先行投資って言っているのです。これ恐らくさっきの島田施設長が言ったのは、さっきの議案の、何て言うか、よくわからないのだけれども、先に申請するともらえるという話に言ったのだということなのですけれども、これ完全にごまかしています。要するに、地元で説明で言っているのはですね、周辺環境整備をしたかったら、広域化を受け入れざるを得ないですよ、これは一体なのですよという話を、恐らくされたのではないかと思うのです。周辺環境整備をしたかったら、お金がいるから、それは他からごみ持ってくるということがなければ、実現できないんですよ。だから広域化を認めてくださいといった話を私はしているんじゃないかと思うんです。ちょっとこれはおかしいようですね。我々の立場からすると、ですので、ここでお聞きしたいのは、そんなことはないんだと。周辺環境整備は、周辺環境整備が必要があれば分賦金で皆から集めてやるのが基本ですと、広域化の話はちょっと別の話で、それとは無関係に判断していくのですということ、ちょっと一言言ってほしいのです。以上です。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 7,200万円がなかったら、当然、構成市町の分賦金からいただくということになるのは当然です。

それから、今いろいろ誘導しているのだろうというような、うそだというような発言がありましたけれども、今現在、あとで全協でもお話ししますが、方向性について、いろいろ案をつくりまして、説明をして、両協議会との意見交換をします。意見交換で腹を割って意見交換しなかったら、何のためにやるのですか。だから、いろいろな言葉の中では、自由なフランクな形でやっていますので、こちらが誘導して、それは協議会に失礼ですよ。そのようなことは絶対ありませんので、もしそうい

うお話が議員のお耳に入ったとしたらですね、ぜひ否定をしていただきたい。そういうつもりで意見交換をしているのではございません。住民の意見をよく聞いて、行政に反映するという一方で、そういうことをやっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 一つ目の小金井市のごみなのですけれども、改めて、やはり分賦金減らすという、トータル助かりますから、それも、そういうこともあっていいかなと思うのですが、やはり地元に住む私、また地元に住む住民の気持ちとしては、そうではなくて、環境負荷がかかるわけですから、分賦金を減らすということよりも、環境対策にしっかり使ってほしい。お金が余るのだから、基金設けて、そこへ積んでおいて、しっかり環境対策に使ってほしいというふうに思うのですが、改めて、その点に関してご見解をお願いしたいのと、それから、2点目の質問は、もう1回言いますが、はっきり言ってほしいのです。広域支援の話、広域化の話と周辺環境対策整備の話は、これは一体というわけないのだと。別の話なのですよ。はっきり言ってほしいのです。お願いします。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） これまでも小金井市は、平成19年にスタートしています。そのときに小金井市のお金入ってきましたけど、約3億円かけてバグフィルターを触媒入りの高性能に変えているのです。ですから、我々の基本的な姿勢は、そういうふうな経費が入った場合は、まず環境対策に使いたほうが、基本的な考えですから、そこはぜひ理解をしていただきたい。

それから、昭島市のことの広域化のことなのですけれども、今現在、現時点でどうなるかもわからないような話の中で、違うというようなことも、なかなか発言はできません。したがって、これからですね、そういうこと、今、ご指摘をいただいたようなことも含めて、これから両協議会とお話をさせていただくということだと思います。それ以外、別に何も考えていません。言ってほしいと言っても言えません。

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） なければ、以上で質疑は終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第3号、平成28年度西多摩衛生組合予算の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の議員定数の削減を行うとともに、当該組合が処理する事務は、議員の公務災害に対する補償等であることから、組合の議員は構成団体の議長から選任することとするため、地方自治法の規定に基づき、規約変更の議決依頼があったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第5号、及び附属資料のとおりであります。議員の定数及び選挙の方法を規定する第5条を改め、議員定数を現在の10人から5人に半減し、議員の選挙については、構成団体の長側からの選出を廃止し、構成団体議会の議長から選出するものとしております。

また、これに伴い、第6条の文言を整理するとともに、別表第2で定めている選挙区数を現在の3区から5区とし、それぞれの選挙区定数を1人に改めております。

なお、この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、3時20分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

午後3時11分 閉会